



下呂市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 7 月 31 日

下呂市長 山 内 登



令和 8 年下呂市告示第206号

下呂市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱

下呂市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成16年下呂市告示第174号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（定義） 第 2 条 この要綱において、自立支援教育訓練給付金とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第 1 項に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第 1 項に規定する父子家庭自立支援教育訓練給付金をいう。<u>ただし、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和39年厚生省令第32号）第 6 条の 5 に規定する教育訓練受講中に現に扶養する児童が20歳に到達する者（第 8 条第 8 号に規定する支給方法の特例に係る場合においては現に扶養する児童が20歳に到達した後も引き続き同内容の教育訓練を受講する者を含む。）に支給される給付金についても本要綱上の自立支援教育訓練給付金を含む。</u> （利用対象者）	（定義） 第 2 条 この要綱において、自立支援教育訓練給付金とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第 1 項に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第 1 項に規定する父子家庭自立支援教育訓練給付金をいう。 （利用対象者）

改正後	改正前
第4条 本事業の支給対象者は、市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父（法第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者であつて、現に児童（20歳に満たない者をいう。以下同じ。）を扶養しているものをいう。）であつて、次の<u>受給要件を満たすもの</u>とする。ただし、令和6年8月29日までに教育訓練講座の指定を受けた者に係る受給要件については、第1号の規定は適用しない。 (1) (略) (2) 支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められるものであること。<u>また、ひとり親家庭の自立に向けた後押しが途切れることのないよう、指定を受けた教育訓練受講中に児童が20歳に到達した場合も、講座の受講修了までは対象者に含めるものとする。</u> (3) (略) (支給額等)	第4条 本事業の支給対象者は、市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父（法第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者であつて、現に児童（20歳に満たない者をいう。以下同じ。）を扶養しているものをいう。）であつて、次の<u>受給要件を満たす者</u>とする。ただし、令和6年8月29日までに教育訓練講座の指定を受けた者に係る受給要件については、第1号の規定は適用しない。 (1) (略) (2) 支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められるものであること。 (3) (略) (支給額等)
第6条 自立支援教育訓練給付金（以下「訓練給付金」という。）の支給額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（第5条第3号の講座を受講する者（第3号に掲げる者を除く。）） 当	第6条 自立支援教育訓練給付金（以下「訓練給付金」という。）の支給額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（第5条第3号の講座を受講する者（第3号に掲げる者を除く。）） 当

改正後	改正前
該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び受講料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が修学年数に40万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に40万円を乗じて得た額（この場合160万円を超えるときは、<u>160万円。ただし、准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合200万円を超えるときは、200万円。</u>）とし、その額が12,000円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。） （3） 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることできない受給資格者（第5条第3号の講座を受講する者）（当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に当該級教育訓練に係る資格を取得した者であって、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した（当該教育訓練修了時点で就職等している場合を含む）者に限る。） 当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び受講料に限る。）の額に100分の85を乗じて得た額（その額が修学年数に60万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に60万円を乗じて得た額（この場合240万円を超えるときは、<u>240万円。ただし、准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合300万円を超えるときは、300万円。</u>）とし、その額が12,000円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）	該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び受講料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が修学年数に40万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に40万円を乗じて得た額（この場合160万円を超えるときは、160万円）とし、その額が12,000円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。） （3） 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることできない受給資格者（第5条第3号の講座を受講する者）（当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に当該級教育訓練に係る資格を取得した者であって、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した（当該教育訓練修了時点で就職等している場合を含む）者に限る。） 当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び受講料に限る。）の額に100分の85を乗じて得た額（その額が修学年数に60万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に60万円を乗じて得た額（この場合240万円を超えるときは、240万円）とし、その額が12,000円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）

改正後	改正前
(4) (略) (手続) 第7条 受給要件の審査、対象講座の指定等に関する手続は次のとおりとする。 (1) 訓練給付金を受けようとする者は、自らが受講しようとする講座について自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書(様式第1号)(以下「受講対象講座指定申請書」という。)を<u>受講開始日以前</u>に提出し、受講開始前にあらかじめ教育訓練講座の指定を受けなければならない。 (2)・(3) (略) (4) 受講対象講座指定の申請には、次の書類を添えなければならない。ただし、公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含む。以下同じ。)によって確認することができる場合は、添付書類を省略させることができる。 ア・イ (略) ウ 公共職業安定所が発行する「教育訓練給付金支給要件回答書」(<u>ただし、第6号ウ</u>により提出が必要と認められる場合に添付すること。) (5)～(9) (略)	(4) (略) (手続) 第7条 受給要件の審査、対象講座の指定等に関する手続は次のとおりとする。 (1) 訓練給付金を受けようとする者は、自らが受講しようとする講座について自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書(様式第1号)(以下「受講対象講座指定申請書」という。)を提出し、受講開始前にあらかじめ教育訓練講座の指定を受けなければならない。 (2)・(3) (略) (4) 受講対象講座指定の申請には、次の書類を添えなければならない。ただし、公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含む。以下同じ。)によって確認することができる場合は、添付書類を省略させることができる。 ア・イ (略) ウ 公共職業安定所が発行する「教育訓練給付金支給要件回答書」(<u>ただし、第7号のウ</u>により提出が必要と認められる場合に添付すること。) (5) <u>訓練給付金を受けようとする者は、受講対象講座指定申請書を受講開始日以前に提出しなければならない。</u> (6)～(10) (略)

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書

年 月 日

下 呂 市 長 様

申請者氏名

下記の教育訓練を受講したいので、私の受講する自立支援教育訓練給付金事業の対象講座の指定を申請します。

①氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
	個人番号		
②住所	(〒 -)	電話番号	
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	年 月 日(受講開始日) ～ 年 月 日		
⑥所要費用(予定)	入学料 円、 受講料 円、 合計額 円		
⑦公共職業安定所の教育訓練給付受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付の受講資格が (ある・ない)		
⑧過去の受給の有無	自立支援教育訓練給付を受けたことが (ある・ない)		
	雇用保険制度の教育訓練給付を受けたことが (ある・ない)		
⑨准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する予定の有無	准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する予定が (ある・ない)		
⑩申請者と生計を一にする子の氏名等	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
	個人番号		
	住所(別居の場合)		
	申請者の地方税法上の扶養親族に該当 する・しない		
(受講動機)			

下呂市児童福祉担当課が本事業の事務手続を行う場合に限り
することに同意します。

年度の地方税関係情報を取得

年 月 日

氏名

個人番号等確認欄

番号確認	窓口（施設）に来た方の身元の確認（ 本人様 ・ 代理人 様 ）	
☐ 個人番号カード ☐ 通知カード ☐ 個人番号記載の住民票の写し ・住民票記載事項証明書 ☐ システム転記 ☐ その他 （ ）	1点確認	☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証 ☐ パスポート ☐ 在留カード・特別永住者証明書 ☐ 官公庁発行の免許証（写真付き） ☐ 身体障害者手帳・療育手帳 ☐ 精神手帳（写真付き） ☐ その他（ ）
☐ システム転記 ☐ その他 （ ）	2点確認	☐ 資格確認書等 ☐ 介護保険証 ☐ 年金証書・手帳 ☐ 受給者証（医療・サービス） ☐ 児童扶養手当証書 ☐ 精神手帳（写真なし） ☐ その他（ ）
代理権確認	☐ 戸籍謄本等 ☐ 委任状 ☐ その他（ ）	

（市確認者

）

（注意）

- 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じです。）
- 支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の6割相当額
ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。
雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた額ですが、限度額は160万円（准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合の限度額は200万円）です。
雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、教育訓練施設に確認をした内容で通知します。
- 所要費用については、標準的な予定される金額であり、受講終了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、市にその旨を報告してください。
- 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日後に、あらためて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」に添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。
- 「⑩申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
 - （1）現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。
 - （2）婚姻（※）によらないで母又は父となり、現に婚姻（※）をしていない。（（※）民法（明治29年法律第89号）上の婚姻をいう。）

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書

年 月 日

下 呂 市 長 様

申請者氏名

下記の教育訓練を受講したいので、私の受講する自立支援教育訓練給付金事業の対象講座の指定を申請します。

①氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
	個人番号		
②住所	(〒 -)	電話番号	
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	年 月 日(受講開始日) ～ 年 月 日		
⑥所要費用(予定)	入学料 円、 受講料 円、 合計額 円		
⑦公共職業安定所の教育訓練給付受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付の受講資格が (ある・ない)		
⑧過去の受給の有無	自立支援教育訓練給付を受けたことが (ある・ない) 雇用保険制度の教育訓練給付を受けたことが (ある・ない)		
⑨申請者と生計を一にする子の氏名等	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
	個人番号		
	住所(別居の場合)		
	申請者の地方税法上の扶養親族に該当 する・しない		
(受講動機)			

下呂市児童福祉担当課が本事業の事務手続を行う場合に限り
することに同意します。

年度の地方税関係情報を取得

年 月 日

氏名

個人番号等確認欄

番号確認	窓口（施設）に来た方の身元の確認（ 本人様 ・ 代理人 様 ）	
☐ 個人番号カード ☐ 通知カード ☐ 個人番号記載の住民票の写し ☐ 住民票記載事項証明書	1点確認	☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証 ☐ パスポート ☐ 在留カード・特別永住者証明書 ☐ 官公庁発行の免許証（写真付き） ☐ 身体障害者手帳・療育手帳 ☐ 精神手帳（写真付き） ☐ その他（ ）
☐ システム転記 ☐ その他 （ ）	2点確認	☐ 資格確認書等 ☐ 介護保険証 ☐ 年金証書・手帳 ☐ 受給者証（医療・サービス） ☐ 児童扶養手当証書 ☐ 精神手帳（写真なし） ☐ その他（ ）
代理権確認	☐ 戸籍謄本等 ☐ 委任状 ☐ その他（ ）	

（市確認者

）

（注意）

- 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じです。）
- 支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の6割相当額
ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。
雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた額ですが、限度額は160万円です。
雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、教育訓練施設に確認をした内容で通知します。
- 所要費用については、標準的な予定される金額であり、受講終了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、市にその旨を報告してください。
- 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日後に、あらためて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」に添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。
- 「⑨申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
 （1）現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。
 （2）婚姻（※）によらないで母又は父となり、現に婚姻（※）をしていない。（（※）民法（明治29年法律第89号）上の婚姻をいう。）

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書

① 氏 名	フリガナ	生年月 日	年 月 日生（ 歳）	
② 住 所	(〒 -)		電話 番号	
③ 教育訓練施設の名称				
④ 教育訓練講座の名称				
⑤ 教育訓練の期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (受講開始日)			
⑥ 所要費用（予定）	入学料	円、受講料	円	合計額 円
※				

さきにあなたから提出のありました自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請について下呂市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱に基づき審査したところ上記のとおり指定したので通知します。

年 月 日

下呂市長

(注意)

- 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じです。）
- 支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の6割相当額です。
ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。
雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた額ですが、限度額は160万円（准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合の限度額は200万円）です。
雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 所要費用については標準的に予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、速やかにその旨を報告してください。
- 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日後に、あらためて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」にこの通知（写）を含む添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書

① 氏 名	フリガナ	生年月 日	年 月 日生（ 歳）				
② 住 所	(〒 -)		電話 番号				
③ 教育訓練施設の名称							
④ 教育訓練講座の名称							
⑤ 教育訓練の期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (受講開始日)						
⑥ 所要費用（予定）	入学料	円、受講料	円	合計額 円			
※							

さきにあなたから提出のありました自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請について下呂市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱に基づき審査したところ上記のとおり指定したので通知します。

年 月 日

下呂市長

(注意)

- 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じです。）
- 支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の6割相当額です。
ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。
雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた額ですが、限度額は160万円です。
雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 所要費用については標準的に予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、速やかにその旨を報告してください。
- 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日後に、あらためて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」にこの通知（写）を含む添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。

自立支援教育訓練給付金支給申請書

年 月 日

下 呂 市 長 様

申請者氏名

自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので下記により申請します。

①氏名 (個人番号)	フリガナ		生年月日	年 月 日 (歳)
	個人番号			
②住所	(〒 -)			電話
③教育訓練施設の名称				
④教育訓練講座の名称				
⑤教育訓練の期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日)			
⑥所要費用	入学料 円、 受講料 円、 合計額 円			
⑦雇用保険法による一般教育訓練給付金の受領額	円			
⑧希望する支払金融機関	金融機関		口座の種類	普通・当座・その他
	支店名		口座番号	
	口座名義(フリガナ)			
⑨申請者と生計を一にする子の氏名等	フリガナ		生年月日	年 月 日 (歳)
	個人番号			
	住所(別居の場合)			
申請者の地方税法上の扶養親族に該当 する・しない				

個人番号等確認欄

番号確認	窓口（施設）に来た方の身元の確認（ 本人様 ・ 代理人 様 ）	
☐ 個人番号カード ☐ 通知カード ☐ 個人番号記載の住民票の写し ☐ 住民票記載事項証明書	1 点確認	☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証 ☐ パスポート ☐ 在留カード・特別永住者証明書 ☐ 官公庁発行の免許証（写真付き） ☐ 身体障害者手帳・療育手帳 ☐ 精神手帳（写真付き） ☐ その他（ ）
☐ システム転記 ☐ その他 （ ）	2 点確認	☐ 資格確認書等 ☐ 介護保険証 ☐ 年金証書・手帳 ☐ 受給者証（医療・サービス） ☐ 児童扶養手当証書 ☐ 精神手帳（写真なし） ☐ その他（ ）
代理権確認	☐ 戸籍謄本等 ☐ 委任状 ☐ その他（ ）	

（市確認者 ）

（注意）

- 支給申請期間は、受講終了日（特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して 30 日以内です。
- 「⑨申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
 - 現に扶養する 20 歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。
 - 婚姻（※）によらないで母又は父となり、現に婚姻（※）をしていない。（（※）民法（明治 29 年法律第 89 号）上の婚姻をいう。）

（添付書類）

- 申請者及び児童の戸籍謄本又は抄本
- 申請者及びその児童の世帯全員の住民票写し
（ 1 及び 2 は、支給申請時点において児童扶養手当受給者であって、かつ、指定申請時と内容に変更がない場合は、省略することができます。）
- 母子・父子自立支援プログラムの写し等、自立に向けた支援を受けていることを証する書類（ただし、令和 6 年 8 月 29 日までに教育訓練講座の指定を受けたものを除く。）
- 受講対象講座指定通知書の写し
- 教育訓練修了証明書
（教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練修了を認定した場合に発行します。）
- 領収証
（教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行します。なお、クレジットカード等による支払いの場合は、クレジット契約証明書（又は必要事項が付記されたクレジット伝票）が発行されます。受領した場合は、支給申請時に添付できるよう、なくさずに保管しておいてください。）
- 教育訓練給付金（一般教育訓練）支給・不支給決定通知書（雇用保険法による一般教育訓練給付金が支給されている場合）

改正前

様式第5号（第8条関係）

自立支援教育訓練給付金支給申請書

年 月 日

下 呂 市 長 様

申請者氏名

自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので下記により申請します。

①氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
	個人番号		
②住所	(〒 -)	電話	
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日)		
⑥所要費用	入学料 円、 受講料 円、 合計額 円		
⑦雇用保険法による一般教育訓練給付金の受領額	円		
⑧希望する支払金融機関	金融機関		口座の種類 普通・当座・その他
	支店名		口座番号
	口座名義(フリガナ)		
⑨申請者と生計を一にする子の氏名等	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
	個人番号		
	住所(別居の場合)		
	申請者の地方税法上の扶養親族に該当 する・しない		

個人番号等確認欄

番号確認	窓口（施設）に来た方の身元の確認（ 本人様 ・ 代理人 様 ）	
☐ 個人番号カード ☐ 通知カード ☐ 個人番号記載の住民票の写し ☐ 住民票記載事項証明書	1点確認	☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証 ☐ パスポート ☐ 在留カード・特別永住者証明書 ☐ 官公庁発行の免許証（写真付き） ☐ 身体障害者手帳・療育手帳 ☐ 精神手帳（写真付き） ☐ その他（ ）
☐ システム転記 ☐ その他 （ ）	2点確認	☐ 資格確認書等 ☐ 介護保険証 ☐ 年金証書・手帳 ☐ 受給者証（医療・サービス） ☐ 児童扶養手当証書 ☐ 精神手帳（写真なし） ☐ その他（ ）
代理権確認	☐ 戸籍謄本等 ☐ 委任状 ☐ その他（ ）	

（市確認者

）

（注意）

- 支給申請期間は、受講終了日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して30日以内です。
- 「⑨申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
 - 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。
 - 婚姻（※）によらないで母又は父となり、現に婚姻（※）をしていない。（（※）民法（明治29年法律第89号）上の婚姻をいう。）

（添付書類）

- 申請者及び児童の戸籍謄本又は抄本
- 申請者及びその児童の世帯全員の住民票写し
（1及び2は、支給申請時点において児童扶養手当受給者であって、かつ、指定申請時と内容に変更がない場合は、省略することができます。）
- 母子・父子自立支援プログラムの写し等、自立に向けた支援を受けていることを証する書類（ただし、令和6年8月29日までに教育訓練講座の指定を受けたものを除く。）
- 受講対象講座指定通知書の写し
- 教育訓練修了証明書
（教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練修了を認定した場合に発行します。）
- 領収証
（教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行します。なお、クレジットカード等による支払いの場合は、クレジット契約証明書（又は必要事項が付記されたクレジット伝票）が発行されます。受領した場合は、支給申請時に添付できるよう、なくさずに保管しておいてください。）
- 教育訓練給付金（一般教育訓練）支給・不支給決定通知書（雇用保険法による一般教育訓練給付金が支給されている場合）

附 則

この告示は、令和8年7月31日から施行する。

